パブリックコメントを受けた土地利用計画 制度の運用方針(素案)の修正について

- 1 土地利用計画制度の運用方針の修正に係る パブリックコメント案からの変更について
- 2 パブリックコメントの結果について (意見要旨と市の考え方)



平成23年(2011年)9月 札幌市市民まちづくり局都市計画部

マ郊外住宅地 マ郊外住宅地 マ郊外住宅地 マ郊外住宅地 なまちなみの形成 向けた施策の実行 を高めるため、郊外 にでは、低層住宅地における日 照の確保の観点から、建築物の高さに 関するルール (北側斜線制限) の適用を今後も維持します。 また、敷地の細分化を防止し、 敷地規模にゆとりのある良好 な住環境を維持保全するため、土地利用の現況を踏まえ指定 している敷地面積の最低限度 の制限は今後も維持します。	番号	変更箇所	変更案	【 パブリックコメント案	変更理由
は今後も維持します。 更に、低層住居専用地域以 外を指定している地域では、 後背の住宅地との調和に配慮 し、高さ制限を強化します。 また、周辺の環境に支障がないものについては、高さ制限 を超えて建築することができ	号	P23 上から1行目 上から7~	4 土地利用計画制度の運用方針 (3) 住宅市街地の区分に対応し、多様で質の高い居住環境を支えるための運用方針 ③ 土地利用計画制度の運用方針 イ 形態等の制限 〈郊外住宅地〉 郊外住宅地○うち低層住居専用地域を指定している地域については、低層住宅地における日照の確保の観点から、建築物の高さに関するルール(北側斜線制限)の適用を今後も維持します。 また、敷地の細分化を防止し、敷地規模にゆとりのある良好な住環境を維持保全するため、土地利用の現況を踏まえ指定している敷地面積の最低限度の制限は今後も維持します。 更に、低層住居専用地域以外を指定している地域では、後背の住宅地との調和に配慮し、高さ制限を強化します。また、周辺の環境に支障がないものについては、高さ制限	4 土地利用計画制度の運用方針 (3) 住宅市街地の区分に対応し、多様で質の高い居住環境を支えるための運用方針 ③ 土地利用計画制度の運用方針 イ 形態等の制限 <郊外住宅地> 低層住宅地における日照の確保の観点から、建築物の高さに関するルール(北側斜線制限)の適用を今後も維持します。また、敷地の細分化を防止し、敷地規模にゆとりのある良好な住環境を維持保全するため、土地利用の現況を踏まえ指定している敷地面積の最低限度	〇住環境の保護や良好 なまちなみの形成に 向けた施策の実行性 を高めるため、郊外住 宅地において幹線道 路沿道以外の地区に ついても、高さ制限を 強化する方針とし、そ の旨を追記する修正

番号	変更箇所	変更案	パブリックコメント案	変更理由
2	P27 下から6行目	(5) 幹線道路沿道の秩序ある土地利用を支えるための運用方針 ③ 土地利用計画制度の運用方針 ア 基本事項:機能と密度の配置 <4 車線以上の幹線が直路の沿道> 地形などの土地利用条件や土地利用需要の見通し、治道の機能集積の状況、後背市街地の土地利用状況などににて、第一種住居地域、第一種住居地域、第一種住居地域、第一種住居地域、第一種住居地域、第一種住居地域、第一種性に必要を維持します。 大規模集客施設については、公共交通利便性などの地域を制限します。 一方で、大規模集客施設の立地が、都市全体の構造や都市基盤、周辺環境等の影響を踏まえ支障がないものについて、地区計画により必要な事項を定めることにより、制限を緩和できるしくみを併せて設けます。 容積率・建ペい率については、中密度の土地利用を図ることとして定める現在の指定を維持します。	(5) 幹線道路沿道の秩序ある土地利用を支えるための運用方針 ③ 土地利用計画制度の運用方針 ア 基本事項:機能と密度の配置 <4 車線以上の幹線道路の沿道> 地形などの土地利用条件や土地利用需要の見通し、沿道の機能集積の状況、後背市街地の土地利用状況などに応地域、第一種住居地域又は準工業地域を定めることを基本とする現状の指定を維持します。 大規模集客施設については、公共交通利便性などの地域を増に応じて規模に関するルールを設定し、立地できる地域を制限します。 容積率・建ペい率については、中密度の土地利用を図るよう定めることを基本に、底の利用を図ることともて定める現在の指定を維持します。	〇今原本のでは、 の今のでは、 の今のでは、 ののでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでできます。 は、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでのでのでは、 ののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの

番号	変更箇所	変更案	ペプリックコメント案	変更理由
3	P35 Tがら1行目	5 土地利用計画制度のより効果的な 運用に向けて (3) 制度の効果的運用を支える方策 の充実 ア 個別の都市開発や建築行為 を、地域にとってよりふさわ しいものとするための仕組 みの充実 今後の都市づくりにおいて は、個別に展開される建築物 の建て替え更新等を適切に質を 漸進的に高めていめには、都市 づくりであり、そのためには、都市 づくりでおいてもいめいには、都市 づくりのためには、都市 づくりに参画できるしくみが 求められます。 具体的には、以下の対応が必要であると考えられます。 ・地域まちづくりの方向を市民・ 事業者・行政の協働で検討し共 有化 ・事前共育された方向性に即し、 個別の法制度等にもとづく協議 調整の被の横断連携 ・他割との明確化 ・力かりやすい緩和・許可制度 の整備・充実	5 土地利用計画制度のより効果的な 運用に向けて (3) 制度の効果的運用を支える方策 の充実 ア 個別の都市開発や建築行為 を、地域にとするための仕組 みの充実 今後の都市づくりにおいて は、東新等を適りに変することが、では、原理であり、そのでは、では、のかなど、では、のからいでは、でいるでありには、でありまる。で、でいからいであり、そのでは、がいからいます。 日本のでもとで持続的には、の対応が必要であると考えられます。 ・地域まちづくりの方向をできると考えられます。 ・地域まちづくりの方向を計しし、関別の法制度等ではとって、の方向を計します。 ・地域まちづくりの方向を計します。 ・地域まちづくりの方向を計します。 ・地域まちづくりの方向を計します。 ・地域まちが必要であると考えられます。 ・地域まちづくりの方向を計します。 ・地域まちづくりの方向を計します。 ・地域まちが必要であると考えられます。 ・地域まちづくりの方向を計します。 ・地域まちが必要であると考えられます。 ・地域まちづくりの方向を計します。 ・地域まちが必要であると考えられます。 ・地域まちが必要であると考えられます。 ・地域まちづくりの方向を計します。 ・地域まちが必要であると考えられます。 ・地域まちが必要であると考えられます。 ・地域まちが必要であると考えられます。 ・地域まちが必要であると考えられます。 ・地域まちが必要であると考えられます。 ・地域まちが必要であると考えられます。 ・地域まりの方は、またが必要であると考えられます。 ・地域まりの方は、またが必要であると考えられます。 ・地域まりの表は、またが必要であると表します。 ・地域まりの方は、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが	〇各では、ないでは、大のでは、大のでは、大いでは、大のでは、大いでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大の

実施 状況

- ◆期間 平成23年7月1日から7月31日(31日間)
- ◆ 方 法 素案の配布及びホームページへの掲載により市民意見を募集
- ◆ 意見者数 6名(団体を含む)
- ◆ 意 見 数 30件

分	類	件数
1. 土地利用計画制度の運用にあた	こっての基本的視点	1件
	(1)都心について	4件
	(2)拠点について	1件
2. 土地利用計画制度の運用方針	(3)住宅地について	8件
	(4)幹線道路沿道について	4 件
	(5)工業地・景観・みどりについて	3 件
3. 効果的な制度運用		5件
4. その他		1件
他事業に関するもの		3 件
合	計	30 件

※類似した意見につきましては、まとめさせて頂いた上で本市の考え方を示しております。 ※計画案と直接の関係が無いご意見(他事業へのご意見等)については、公表しておりません。

【意見の要旨:凡例】

- ◎パブリックコメントを受けて修正を行うもの。
- ○意見趣旨の全部または一部が、素案に盛りこまれているもの。
- ●素案の変更は必要ないと考えるもの。
- ◇本方針への反映は難しいが、他部局施策と連携して施策・検討を進めるもの。

1. 土地利用計画制度の運用にあたっての基本的視点(1件)

番号	意見の要旨	市の考え方
	【低炭素都市づくりを支える視点】	・今回の本運用方針の修正にあたっては、自動車に頼らず
	○自動車依存型社会からの移行を見据	とも安心して生活できる都市の実現を主要テーマの一
1	えた土地利用を検討してほしい。	つとしており、地下鉄などの公共交通沿線の土地利用の
		高度化や身近な範囲での生活利便機能の複合化の推進
		に係る施策を素案の段階で盛り込んでおります。

2 土地利用計画制度の運用方針(20件)

意見要旨と市の考え方

番号	意見の要旨	市の考え方
(1)都	心について (4件)	
	○狸小路でバブルの頃、固定資産税が	・都心部において居住機能とにぎわいやまちなみとの調和
2	上がったため店主が郊外に移り、多	を図るため、地域合意に基づき建物低層部の用途のルー
2	くの店が閉店した結果、まちが淋し	ルを定めることを素案の段階で盛り込んでおります。
	くなった。	
	○高さ制限及び容積率を現状の指定か	・都市の魅力と活力を高めていくためには、地域経済の活
	ら大幅に緩和すると共に、緩和率に	性化を図り、民間活力によるまちづくりを推進していく
	関しては地区特性に応じて設定して	ことが重要と考えています。
	頂きたい。	・特に、昨今の建替え需要の増加等を踏まえ、都心や拠点
3		における都市機能の向上に資する計画については、容積
		率の緩和など土地利用計画制度の柔軟な運用を行うこ
		と、その手法としては都市づくりをより戦略的に進める
		ため、一律的な緩和ではなく、地域特性に応じた誘導型
		の緩和を主体とすることを素案の段階で盛り込んでお
		ります。
	◎高さ制限の緩和及び容積率の特例に	・各種緩和制度については、まちづくりの目標に即した機
	ついては、上限を更に引き上げると	能の導入などを適切に評価することにより運用するこ
4	共に、許可・認定のルールを明確化	ととし、その旨を本方針に示しております。
	して頂きたい。	・ <u>また、これまで以上に活用されやすいものとするため、</u>
		<u>わかりやすい制度とするための検討を進めると共に、そ</u>
		<u>の旨を追記する修正を行います。</u>
	◇都心部への自動車乗り入れは最小限	・本方針は、用途地域等の土地利用計画制度の運用にあた
	とし、歩行者優先の都心づくりを検	っての考え方であることから、都心部への自動車乗り入
	討してほしい。	れ抑制についてのご意見を直接反映させることは難し
5		いですが、都心の目指すべき将来像とそれを実現するた
		めの方針等を示した「都心まちづくり戦略」において、
		「人を中心とした都心空間戦略」「人を中心とした交通
		戦略」を展開戦略として掲げ、人を中心とした空間形成

に向けた取り組みを進めております。
・土地利用計画制度の運用にあたってもこのような取り組
みと連携を強化する旨を、素案の段階で盛り込んでおり
ます

番号	意見の要旨	市の考え方
(2) 拠,	点について(1 件)	
	○市内に点在する虫食い状の遊休地を	・より身近なところに地域の買物、医療など地域の拠点と
	活用して新たな拠点をつくり、それ	なる日常生活利便施設の立地機会を確保するため、特に
6	をネットワーク化する視点を取り上	土地利用制限が厳しい郊外住宅地において、住環境に配
	げてみてはどうか。	慮しながら用途制限を緩和する旨を素案の段階で盛り
		込んでおります。

番号	意見の要旨	市の考え方
(3)住!	宅地について (8件)	
	○高度利用を中長期的に促進するた	・コンパクトシティの実現にあたっては高度利用住宅地、
	め、高さ制限、及び容積率を緩和し	とりわけ地下鉄等の公共交通機関の沿線の土地利用の
	て頂きたい。【高度利用住宅地】	高度化が重要と考えております。
7		・より高質な複合市街地への誘導を図るため、一律的な緩
'		和ではなく、地域特性に応じた都市機能等の向上につな
		がる取組みについて積極的に捉え、容積率や高さ制限の
		緩和など、土地利用計画制度の柔軟な運用を図る旨を素
		案の段階で盛り込んでおります。
	●高さの制限を更に強化する方針は取	・都心周辺部や地下鉄沿線等の高度利用住宅地では、安定
	り下げて頂きたい。	した低層住宅地において地域住民の合意がある場合に、
		都市構造の秩序の範囲内で制限強化を可能とするもの
		であり、一律的に制限を強化する方針ではありません。
		・一般住宅地、郊外住宅地については、今後の人口減少や、
8		昨今の共同住宅等の都心周辺部や地下鉄沿線に集中す
		る建築動向をふまえ、現在においても低層住宅地として
		安定している地域については、高さ制限を強化すること
		により、その環境を維持し、より積極的に住環境の保護
		やまちなみの保全を図ることが、その地域及び全市的な
		価値の向上に資するものと考えております。
	○円山地区(北海道神宮周辺)の、高	・平成 18 年の高度地区導入時に円山や藻岩山などの山地・
	層マンション等の立地は必要ない。	丘陵地区においては、山並み景観への配慮から通常のル
9		ールと比べ厳しい高さ制限を指定しております。
		・地下鉄駅の周辺については、都市基盤と対応した合理的
		な土地利用を図る観点から、更なる高さ制限の一律的な
		強化は望ましくないものと考えておりますが、地域の合

		意に基づく場合は、都市全体の構造の秩序の範囲内にお
		いて、地区計画により高さ制限を強化できる旨を素案の
		段階で盛り込んでおります。
	◎都心は高層建築物が立地しても良い	・平成 18 年の用途地域全市見直し時に都心等を除く市内
	がそれ以外の地区の建築物の高さ規	のほぼ全域に高度地区による建築物の高さ制限を導入
	制を強化(15階以下)するべきで	し、商業地域(容積率 400%)の区域以外につきまして
	ある。	は建築物の高さ制限を 45m以下(15 階相当以下)とし
		ております。
		・地下鉄沿線等の高度利用住宅地においては、低層住宅地
		として安定している地区では地域住民の合意に基づく
1 0		場合は、都市全体の構造の秩序の範囲内で高さ制限の強
1 0		化を可能とする旨を、一般住宅地の指定の高さ制限と現
		況に乖離のある地区や郊外住宅地の幹線道路沿道にお
		いて、住環境の保護やまちなみの形成を目的として高さ
		制限を強化する旨を素案の段階で盛り込んでおります。
		・更に住環境の保護や良好なまちなみの形成に向けた施策
		<u>の実行性を高めるため、郊外住宅地において幹線道路沿</u>
		道以外に地区についても、高さ制限を強化する方針と
		し、その旨を追記する修正を行います。
	●建ぺい率が 40%だと家を建てるの	・現在の指定の建ペい率は、ゆとりある良好な住環境の形
	で精一杯で、車庫や物置をたてるこ	成を目的として指定しているものです。
	とができないので、60%程度まで緩	・また、同地域の平均建ペい率は、約33%となっておりこ
	和してほしい。	の傾向は建ぺい率指定以降横ばいとなっております。
1 1		・従って、同地域において建ぺい率の需要が拡大していな
		いこと、引き続き郊外住宅地のゆとりある住環境を維
		持・保全する必要があることから、素案の通り、郊外住
		宅地において容積率、建ぺい率の指定を維持する方針と
		致します。
	○◇高齢化が進む中で、高齢者が住む	・今後、高齢者が増加することに伴い、その住まい方も多
	ことができる共同住宅を中心部な	様化するものと考えられます。高齢者の方々がどの地域
	ど利便性の高いところに提供して	に住んでいても安心して暮らすことができるよう、生活
	いくべきではないか。	利便機能が身近にあるような都市構造の実現を、今回の
		本方針の見直しの主要テーマとし、そのための施策を素
1 2		案の段階で盛り込んでおります。
		・また、本市の住宅施策の基本計画である「札幌市住宅マ
		スタープラン」においても、高齢者に優しい住環境の形
		成を基本方針とし、高齢者が安心して暮らせる賃貸住宅
		の供給や、安心して暮らし続けられる環境づくりを進め
		るとしていることから、このような住宅施策の取り組み
		との連携強化を図って参りたいと考えております。

番号	意見の要旨	市の考え方
1 3	線道路沿道について(4件) ●幹線道路沿道や周辺地域の、高さ制限、及び容積率を緩和して頂きたい。	 ・幹線道路等の沿道において、道路機能と対応した土地利用を図ることは、幹線道路等の整備効果を土地利用の面から高め、都市基盤を有効に活用することにつながることから重要であると考えております。 ・一方、幹線道路沿道への過度な都市機能の集積は、周辺住環境への影響や自動車交通への過度な依存を招く懸念があることから、容積率は現状の指定が妥当であると考えております。 ・高さ制限につきましては、秩序あるまちなみ形成の観点から、周辺の住宅地環境と調和した高さ制限が必要であると考えております。
1 4	○郊外型大型店の進出で身近な店舗が 閉店し、更にその大型店が撤退する ことにより、高齢者にとっては買い 物が不便となっている。	・今後の高齢化の進展を見据え、身近な地域の生活利便施設の立地機会を確保すると共に、自動車でのアクセスが前提の大規模集客施設の立地を制限することにより、地域の身近な利便が確保された都市構造を実現することを今回の本方針修正の主要テーマの一つとし、そのための施策を素案の段階で盛り込んでおります。
1 5	◎大規模商業施設の立地については、 地域活性化や利便性向上への寄与、 近隣商業者や居住環境への影響等、 総合的且つ慎重な対応を図って頂き たい。	・今後迎える超高齢社会や低炭素社会の実現のためには、地域の身近な利便の確保や、都心・拠点の機能集積の維持が図られた、自動車に過度に依存しない都市構造の実現を図ることが重要あり、自動車利用を過度に誘発するとともに、地域の身近な利便機能に影響を与えている、郊外型大規模集客施設については、一定の制限を設けることが必要であると考えています。 ・一方で、今回新たに制限する地区において、大規模集客施設の立地が、都市基盤や土地利用、周辺環境への影響を踏まえ支障が無いと判断される場合も考えられるため、地区計画により必要な事項を定めることにより制限を緩和できるしくみを併せて設けるものとし、その旨を追記する修正を行います。
1 6	◇幹線道路沿いの騒音や汚染を軽減するため、自動車の乗り入れを減らすことを検討してほしい。幹線道路沿いを安心して自転車運転できるような方策を検討してほしい。	・本方針は、用途地域等の土地利用計画制度の運用にあたっての考え方であることから、幹線道路のあり方に関するご意見を本方針に直接反映させることは難しいですが、交通等の他施策との連携を更に強化し、都市づくりを進めていく旨を素案の段階で盛り込んでおります。

番号	意見の要旨	市の考え方
(5) 工	業地・景観・みどりについて(3件)	
	○景観は誰のための景観か。	・みどりに関しては、都市化の進展に伴い、特に既成市街
	みどりは誰のためのみどりか。	地内のみどりが少ない現状を踏まえ、民有地も含め総合
1 7	市民が使いやすく生活しやすい都市	的かつ効果的にみどりの充実を図ることが重要である
	こそ景観の良い都市となる。	ことから、風致地区等の制度の活用によるみどりの保
		全・創出や、地域のまちづくりにおいて、地区計画等を
	○市民に愛されている自然を未来へ残	定めると共に緑化に関する取り組みの支援などを進め
	すため、市街地内のより積極的な緑	ることを、本方針において示しております。
	化が必要だと思われる。	・また、景観につきましては、都市空間の質を高める観点
1 8	○都市のデザインは、札幌の人や経済	から機能誘導なども含めた総合的な景観まちづくりを
	をも支え得る力があることから、も	進めており、本方針においても、それを支える土地利用
	っと慎重であるべきである。	計画制度の運用を行う旨を示しております。
	◇街路樹が適正に配置されていること	・本方針は、用途地域等の土地利用計画制度の運用にあた
	が心地よい街路には重要である。	っての考え方であることから、街路樹の適正配置に関す
		るご意見を本方針に直接反映させることは難しいです
1 9		が、みどりに関する総合的な計画である「みどりの基本
1 3		計画」において、推進プログラムの一つとして「市民に
		親しまれる街路樹づくり」を掲げており、街路樹の質の
		向上や街路樹のPRと保護・育成に取り組むこととして
		おります。

3. 効果的な制度運用について(5件)

3. 効果的な制度連用について(3件)			
番号	意見の要旨	市の考え方	
	○都市計画に対する無力感を抱く市民	・地域コミュニティの活力の維持・向上は今後の土地利	
	が多く、その結果地域への愛着が薄れ	用計画制度の運用にあたっての基本的視点の一つとし	
	る結果となる。	て、本方針の修正にあたって加えております。	
	○新たな開発や再開発により、地域の既	・また、今後の都市づくりにおいては、地域住民の主体	
2 0	存のコミュニティが失われているよ	的なかかわりのもとで地域特性に応じたきめ細かなル	
	うに思う。	ールである地区計画等を定める取り組みが一層重要と	
	○街がきれいになることにより、そこに	なると考えております。	
	いられなくなる人も出てくることを	・そのため、本市の都市づくりの基本的な考え方や地区	
	意識してほしい。	計画、都市計画提案制度の普及・啓発、先行事例の紹	
	○高層マンションに住む新たな住民と、	介、地区計画策定に向けた地域の取り組みの支援など	
	地域との間に交流が生まれにくく、災	の取り組みを一層充実させていきたいと考えており、	
2 1	害時等の緊急時での地域内連携に支	本方針においてもその旨を示しております。	
	障が出る可能性がある。		
	□○長期的視点からの都市の将来像を検	・長期的な都市づくりの指針は、本方針の上位計画であ	
	討すべきではないか。	る「札幌市都市計画マスタープラン」において定めて	
	○都市の将来像を議論する市民会議を	おり、市民の方々と勉強会や意見交換を積み重ねなが	
	常設すべきではないか。	ら策定を致しました。 ・今回の本方針の修正は、この都市計画マスタープラン	
		のより積極的な実現を目的とし、本市都市計画審議会	
2 2		のもとに学識経験者からなる部会を設置し議論を重し	
22		ね、市民参加等のプロセスを経て策定された他部局の	
		計画等についても十分に振り返りながら方向性を定め	
		計画等に フバーでも 「力に減り返りなから力的圧を足め」 たものです。	
		・今後につきましても、各種計画等の策定にあたっては、	
		市民の方々に様々な方法で意見を伺いながら、進めさ	
		せて頂きたいと考えております。	
	○街には夢が無いと活力も出てこない	・今回の見直しでは、超高齢社会や地球環境問題への対	
	と思う	応と共に、本市の活性化やにぎわいの創出に資する機	
	○人口や税収を増加させると言った前	能のより積極的な誘導や、まちなみや住環境のより積	
2 3	向きな視点に立った検討も必要では	極的な保護など、本市の魅力を更に向上するための方	
	ないか。	策についても議論を重ね、その結果土地利用計画制度	
		の運用として必要な取り組みを、本方針の修正にあた	
		り加えております。	
	<u> </u>		

4. その他 (1件)

番号	意見の要旨	市の考え方
2 4	◇冬場の交通対策として路面電車は廃	・路面電車については、平成17年2月に市民意向等を踏
	止し、その代替としてモノレールを整	まえて事業の存続を決定した後、様々な検討を進め、
	備すべきではないか。	平成22年3月に「札幌市路面電車活用方針」を策定し、
		経営基盤の強化とまちづくりへの活用を目的として路
		線を延伸すべきであるとしております。
		・現在、冬期間における交通対策等の課題も含めて、路
		面電車の活用に関する検討を進めているところです。
		・また、土地利用計画制度の運用にあたってもこのよう
		な他部局施策の取り組みと連携を強化する旨を、素案
		の段階で盛り込んでおります。